

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年6月19日（平成29年（行情）諮問第253号）

答申日：平成29年12月21日（平成29年度（行情）答申第397号）

事件名：「職員名簿（平成28年12月1日現在 特定刑事施設）」等の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

以下に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

文書1 「職員名簿（平成28年12月1日現在 特定刑事施設A）」
（特定刑事施設A保有）

文書2 「職員名簿（平成29年1月30日現在 特定刑事施設B）」
（特定刑事施設B保有）

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年3月1日付け大管発第636号により大阪矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、審査請求する。

2 審査請求の理由（※は判読できない文字）

（1）審査請求書

2015年等、○○○○拘※に於いて（略）当初並び特定刑事施設Bによる※当職員名簿を法旨に沿って請求し、当初にはA○○○○B○○の内、1部300円×2＝600円分の収入印紙に係る大阪矯正管区から当時請求された為、その旨同封し送付した処当額受け取った後に全面開示とし600円支払った後※より全面不開示した。上記は不正で犯罪行為と※※ものである。

但し、大阪矯正は根回し（県警）にとも思われる。

（2）意見書1

「事実」1.（略）

2.（略）（ア）特定刑事施設B29年官吏職録（イ）特定刑事施設A官吏29年職録を請求した所、全面開示旨に¥600、請求したが払ってから以降、開示段に係りマキシングする旨告げよって犯行した。本件は「詐欺と背任横領罪」と成る。本件、証明は論拠の

みとする。

3. (略)

4. (略)

5. (略)

「証拠論拠」

(イ) 行情上、理由を回し、全面開示に請求した所。

(ロ) これに対し、官※は全面開示より600円支払う要求した事実。(尚、結果、K犯に被害に事務が前後したのは除く。)

(ハ) しかしながら、600円を支払ってから文書開示の段により意図し、K犯通りマキシングした。1部のみ開示した事実。

(ニ) 事実はそれである。常識上、犯罪、背任横領事実で犯罪事実で在る。何故なら基本マキシングされる理由はどちらかに属している「状況から成る場合はある」しかし本件請求経緯理由はない。もし理由なく、他、一般人請求と意味は同じである。

(略)

(3) 意見書2

ア 平成29年(行情)253, 2017年10月25日時点で同効事実証提出する。

イ 「現況事実、刑事訴訟法による当該※に準ずる被害下に員すもの。当該関係は被害証明必要上とする」。(略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、行政文書開示請求書により開示請求した「職員名簿(平成28年12月1日現在 特定刑事施設(A)) (特定刑事施設(A) 保有)」及び「職員名簿(平成29年1月30日現在 特定刑事施設(B))」(特定刑事施設(B) 保有)(本件対象文書)について、処分庁が、行政文書開示決定通知書をもって、その一部を不開示とする決定(原処分)を行ったことに対するものであり、審査請求人は、処分庁の求めに応じて手数料600円を納付したにもかかわらず、同納付後に不開示とされたのは不当である旨を主張して、原処分の取消しを求めているものである。

(2) 本件審査請求に至るまでの経緯

ア 平成29年1月31日、処分庁は、審査請求人から、本件対象文書の開示を求める旨の開示請求書を受領した。同開示請求書には、600円の収入印紙1枚が封入されていた。

イ 本件開示請求書が封入されていた封筒の裏面には、「情報文書は弁護人(特定住所)へお願い致します」と記載されており、代理人を経由した手続を希望していることが推察されたため、処分庁は、特定代

理人に意思を確認した上で、本件開示請求に係る以後の連絡文書等については、特定代理人に送付することとした。

ウ 処分庁は、平成29年2月8日付け事務連絡「行政文書開示請求について」をもって、特定代理人経由で、審査請求人に対し、請求趣旨に該当する行政文書として本件対象文書が挙げられる旨を示し、これらを特定してよいか確認を求めるとともに、同月22日を期限として、同確認に対する回答がない場合は、本件対象文書を特定する旨連絡した。

エ その後、同期限までに審査請求人からの回答が得られなかったことから、処分庁は、同月28日付け事務連絡「行政文書開示請求について」をもって、特定代理人経由で、審査請求人に対し、本件対象文書を特定した旨連絡した。

オ 処分庁は、平成29年3月1日付け大管発第636号行政文書開示決定通知書をもって、原処分を行い、これを特定代理人経由で、審査請求人に送付した。

また、原処分と併せて、行政文書の開示の実施方法等申出書も送付し、開示実施方法の回答を求めた。

なお、本件対象文書は、平成28年12月1日現在の文書が5枚、平成29年1月30日現在の文書が9枚であり、いずれも開示請求手数料（1件当たり300円）の範囲内に収まることから、開示実施手数料の納付は不要であった。

カ その後、現在に至るまで、審査請求人から開示実施方法の回答がなされていない。

(3) 以上のとおり、審査請求人が主張するように原処分を不開示決定とした事実はなく、また、その余の処分庁における開示請求事務手続についても、不当な点は認められないことから、原処分は妥当である。

2 補充理由説明書

(1) 補充理由説明の趣旨

諮問庁は、当初の理由説明書に記載のとおり、本件審査請求の趣旨を、不開示決定の取消しであると捉えた上で、そもそも審査請求人が主張するように不開示決定を行った事実はなく、開示決定を行ったものの、審査請求人が開示実施方法の回答を行っていないものであり、本件決定は妥当である旨説明してきたところ、審査請求人が、平成29年7月31日受付意見書において、「全面開示旨に¥600、請求したが、払ってから以後開示授に係りマキシングする旨告げ」等と記載しており、本件決定において一部不開示とされた部分の取消しを求めているとも捉えられることから、以下、本件決定において不開示とした各部分の不開示情報該当性について検討する。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、審査請求人が大阪矯正管区長（処分庁）に対し、行政文書開示請求書により開示請求した

ア 「職員名簿（平成28年12月1日現在 特定刑事施設（A））」
（特定刑事施設（A）保有）（以下、第3において「本件対象文書1」という。）

イ 「職員名簿（平成29年1月30日現在 特定刑事施設（B））」
（特定刑事施設（B）保有）（以下、第3において「本件対象文書2」という。）

である。

(3) 不開示情報該当性について

本件対象文書1及び2は、特定刑事施設（A及びB。以下、第3において同じ。）の所在地、電話番号等の情報のほか、当該施設に勤務する職員の官職及び氏名が表形式で記載されているところ、本件対象文書1については、一般には公開されていない特定刑事施設（A）の電話番号、同番号を付与された特定課室の名称及び係長相当職以下の職員の氏名が、本件対象文書2については、一般には公開されていない特定刑事施設（B）の電話番号、同番号を付与された特定課室の名称、課長相当職以下の職員の氏名及び「官職」欄の一部が、それぞれ不開示とされている。

ア 一般には公開されていない特定刑事施設の電話番号及び同番号を付与された特定課室の名称について

一般には公開されていない特定刑事施設の電話番号については、本件決定に係る行政文書開示決定通知書において処分庁も記載しているとおり、これを公にすることにより、特定刑事施設の業務のかく乱や矯正処遇に対する抗議を目的とする架電が頻発する事態が容易に推測され、同施設の通常事務に必要な連絡や突発事案への対応等に混乱を来すなど、当該刑事施設における適正な事務の遂行に支障を生ずるおそれが認められるため、法5条6号に該当する。

加えて、適正な事務の遂行に支障が生じた結果として、特定刑事施設における保安事故や職員ろう絡事案等の異常事態が発生するおそれを否定できず、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、当該情報は法5条4号にも該当する。

一方、当該番号を付与された特定課室の名称については、これが開示されたとしても、特定刑事施設の業務のかく乱や抗議目的の架電が頻発するとまでは言えないことから、特定課室の名称については開示するのが相当である。

イ 特定刑事施設職員の氏名の一部について

刑事施設においては、被収容者が、収容中の処遇等に対する不満ゆえに、特定の職員やその家族に対し、釈放後の報復をほのめかすような事案や、そのために職員の氏名を教えるよう執ように要求するような事案が多々見受けられるところ、こうした状況において、刑事施設で勤務する職員の氏名を開示することとした場合、被収容者又はその関係者等から当該職員又はその家族に対し、不当な圧力や中傷、攻撃が加えられるおそれは相当程度高い。

また、刑事施設では、各職員の覇気を高め、施設全体の高い士気を維持することが、適正な被収容者処遇及び施設の管理運営上不可欠であるが、職員の氏名を開示することにより、上記の攻撃等を懸念した職員が職務に消極的になるなどし、その結果、施設の士気の低下を招き、ひいては、施設における適正な職務の遂行に支障が生ずるなど、法5条6号の不開示情報に該当する。

さらに、その結果として、保安事故や職員のろう絡事案等の異常事態が発生するおそれを否定できず、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあることから、当該職員の氏名は、法5条4号にも該当する。

本件対象文書1及び2で氏名を不開示とされている職員は、両文書がそれぞれ作成された時点において発刊されていた国立印刷局編「職員録」に当該職員と同一の職にある者の氏名が掲載されていないことから、これを開示した場合、当該職員に対する不当な圧力等が加えられるおそれが相当程度高くなることは上記のとおりである。そして、この結果として、施設における適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがあるとともに、ひいては、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、当該職員の氏名は、法5条4号及び同6号の不開示情報に該当する。

ウ 官職の一部について

「官職」欄には、一部、特定の職員が持つ固有の情報が記載されている部分があるところ、当該情報は、みだりに公にされるべきものではなく、これを開示した場合、特定刑事施設の関係者等にとっては、当該職員を相当程度特定することが可能となることから、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、法5条1号本文後段の情報に該当する。

また、当該情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えないので、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

- (4) 以上のとおり、一般には公開されていない特定刑事施設の電話番号を付与された特定課室の名称については開示すべきであるが、その余の各不開示部分は、それぞれ法5条1号、同4号及び同6号に該当することから、当該部分を不開示とした本件決定は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-----------------|
| ① | 平成29年6月19日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月26日 | 審議 |
| ④ | 同年7月18日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同月31日 | 審査請求人から意見書1を收受 |
| ⑥ | 同年9月13日 | 審議 |
| ⑦ | 同年10月19日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑧ | 同年11月1日 | 審査請求人から意見書2を收受 |
| ⑨ | 同年12月19日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、文書1及び文書2であるところ、処分庁は、その一部について、法5条1号、4号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。すなわち、原処分は、文書1につき、①一般には公開されていない特定刑事施設Aの電話番号、②同番号を付与された特定課室の名称及び③係長相当職以下の職員の氏名を不開示とし、文書2につき、①一般には公開されていない特定刑事施設Bの電話番号、②同番号を付与された特定課室の名称、③課長相当職以下の職員の氏名及び④「官職」欄の一部を不開示としているところ、文書1の①ないし③及び文書2の①ないし③については同条4号及び6号に該当するとし、文書2の④については同条1号に該当するとしている。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めていると解されるところ、諮問庁は、特定課室の名称（文書1の②及び文書2の②）について開示すべきであるとしているが、その余の不開示部分（以下「本件不開示維持部分」という。）については原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 文書1の①及び文書2の①（電話番号）について

ア 標記の不開示維持部分には、特定刑事施設（A及びB）の各電話番号が記載されていると認められるところ、諮問庁は、これらの電話番号は一般には公開されていない旨説明し、この説明を覆すに足りる事

情はない。

イ そこで検討するに、刑事施設において行われる業務の性質等に鑑みると、標記の不開示維持部分を公にすると、上記の各特定刑事施設の業務のかく乱や矯正処遇に対する抗議を目的とする架電が頻発する事態が容易に推測され、同施設の通常事務に必要な連絡や突発事案への対応等に混乱を来すなど、当該刑事施設における適正な事務の遂行に支障を生ずるおそれがある旨の諮問庁の説明は、首肯できるから、当該情報は、法5条6号の不開示情報に該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 文書1の③及び文書2の③(職員の氏名)について

ア 標記の不開示維持部分のうち、文書1の③には特定刑事施設Aの係長相当職以下の職員の氏名が、文書2の③には特定刑事施設Bの課長相当職以下の職員の氏名がそれぞれ記載されていると認められる。

イ そこで検討するに、刑事施設で勤務する職員の職務の性質等に鑑みると、標記の不開示維持部分を公にすると、被収容者又はその関係者等から当該職員又はその家族に対し、不当な圧力や中傷、攻撃が加えられるおそれは相当程度高い旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

なお、当審査会事務局職員をして国立印刷局編「職員録」を確認させたところ、文書1及び文書2で氏名を不開示とされている職員については、それぞれ、文書1及び文書2が作成された時点において発刊されていた「職員録」(文書1については平成27年12月1日発行の「職員録(平成28年版)」、文書2については平成28年12月2日発行の「職員録(平成29年版)」)にその氏名が掲載されていないと認められる。

ウ 以上によれば、標記の不開示維持部分に記載された職員の氏名を公にすると、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるから、当該情報は、法5条4号の不開示情報に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 文書2の④(「官職」欄)について

ア 標記の不開示維持部分には、特定刑事施設Bに勤務する特定の職員の官職に関する固有の情報が記載されていると認められる。

イ そこで検討するに、文書2には、上記(2)のとおり特定刑事施設Bの課長相当職以下の職員の氏名(以下「職員氏名」という。)が記載されており、標記の不開示維持部分は、それに対応する職員氏名と一体として、当該各職員に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

ウ そして、標記の不開示維持部分は、公務員の職務の遂行に係る情報であるとは認められないことから、法5条1号ただし書ハに該当せず、また、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められないことから、同号ただし書イにも該当せず、さらに同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、当該部分の記載内容に照らせば、これを公にすると、特定刑事施設Bの関係者等にとっては、「官職」欄の開示されている他の情報と併せることにより、上記イの特定の職員を相当程度特定することが可能であり、みだりに公にされるべきものではない当該各職員の固有の情報が知られることになって、当該各職員の権利利益が害されるおそれがないとは認められないことから、部分開示をすることはできない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号、4号及び6号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史